

令和3年度第1回山梨県内水面漁場管理委員会議事録

日 場	時 所	令和3年7月27日（火） 午後1：00～2：00 山梨県漁業協同組合連合会 水産会館
出席者	委員	宮崎会長、清水委員、雨宮委員、有泉委員、 青木委員、湯本委員 計6名
	事務局	近藤事務局長（食糧花き水産課 課長）、窪田事務局次長（食糧花き 水産課 課長補佐）、河野書記（食糧花き水産課 課長補佐）、加地 書記（食糧花き水産課 副主査）、中江書記（食糧花き水産課 主任）
	オブザーバー	水産技術センター 塩崎所長

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 議事録署名委員の指名

4. 議題

協議事項

○内水面漁場管理委員会議事録のホームページでの公表及びそれに伴う事務規定の改正について

- ・事務局が資料に基づき説明を行った。内容は以下のとおり。
- ・令和2年12月1日改正漁業法が施行されたことを受け、令和3年度より内水面漁場管理委員会議事録を山梨県内水面漁場管理委員会事務局ホームページで公表することとし、あわせて、山梨県内水面漁場管理委員会事務規程を改正したい。

（委員）

法そのものの趣旨が公表する形になっているので、提案どおりでいいと思う。これまで議事録の開示請求はどれぐらいあったのか。

（事務局）

過去全ての状況は分からないが、ここ数年間は無い状況である。ホームページで公表することによって、事務局に閲覧を希望する程ではないが興味がある方が気軽に見られる環境になるのではないかと思う。

(委員)

公表するということは法で決められているので、どういう形で公表するかという事だけであると思う。今は色々な情報を公開する時代であり、反対する理由もないので賛成としてよろしいか。

(各委員) 異議なし。

- 「内水面漁場管理委員会議事録のホームページでの公表及びそれに伴う事務規定の改正について」については事務局案のとおり実施されることが決定された。

報告事項

○令和3年度全国内水面漁場管理委員会連合会総会報告

- ・事務局が資料に基づき説明を行った。内容は以下のとおり。
- ・令和3年度全国内水面漁場管理委員会連合会総会が5月31日書面開催にて行われた。
- ・議事は1号議案から4号議案まで原案のとおり可決された。
- ・今年度から山梨県は連合会の副会長となり、漁場管理対策検討会を担当することとなった。検討会の座長を務めるほか、提案書案の調整等を担当する。

(委員)

第3号議案の提案行動についてであるが、いつも同じよう内容、回答であると思っていたが、前年と違う提案をしたものもあり、時期に合ったような提案に少し変えて実施しているということが分かった。来年度の提案行動の素案は山梨県がとりまとめることになるという事と聞いている。来年のために、各委員からもご意見をいただけたらと思う。

(各委員)

承知した。

その他

○改正漁業法について

- ・事務局が資料に基づき説明を行った。内容は以下のとおり。
- ・平成30年に漁業法が改正され、令和2年12月に施行された。内水面関係に係る主要な項目は次のとおり。
- ・漁業権：漁業権の関係規程については海面と同様の改正。第5種協同漁業権については現行制度を維持。
- ・内水面漁場計画：都道府県知事は5年ごとに内水面漁場計画を定めるものとする。
- ・発展計画：漁業生産力を発展させるため、漁協は取組計画の作成及び点検が必要となる。
- ・資源管理状況等の報告：漁業権者である漁協は漁場を有効かつ適切に利用していることを示すため、1年に1回以上、漁場の活用状況等について都道府県知事に報告し、知事は内水面漁場管理委員会で報告を受けた事柄について必要な報告を行うこととなる。
- ・内水面漁場管理委員会：委員の選出方法は現行を維持。委員の選任の対象者のうち、「水産動植物の採捕をする者」とあるのは、「水産動植物の採捕、養殖又は増殖をする者」と改正。

(委員)

発展計画については昨年度漁協から提出済みということで、これは毎年出さなくてもよいものなのか。

(事務局)

計画の作成は10年に一度である。その後は年に1回履行状況を確認し、報告する必要がある。

(委員)

定期点検は毎年漁協がしなくてはならないということか。

(事務局)

そのとおりである。漁場管理委員会での報告には入っていないが、漁協からは毎年1度履行状況を確認して知事へ報告してもらう必要がある。

(委員)

資源管理の状況等の報告について、漁場の活用状況等とだけ書かれている部分もあり資料がわかりにくい。要は資源管理の状況及び漁場の活用状況についてガイドラインに書かれているようにして報告すれば良いということか。

(事務局)

そのとおりである。別添資料に資源管理の状況等の報告のイメージとして示してある。

(委員)

漁協はやることが増えて大変ではないか。

(事務局)

漁協からはそういったご意見もいただいている。

(委員)

漁協の負担が多いので、早いうちに指導的なものが必要。その方が漁協も抵抗がないし速やかに対応できる。漁協の経営内容も色々なのでこれを機会に知ってほしい。

(事務局)

早めに指導ということはごもつともである。今後、資源管理状況等の報告について漁協を対象に説明会を開く予定である。山梨県の漁協の現状に即した形での報告案を作成したいと思う。

(委員)

来年の1～3月に報告では、今後説明会をしてから漁協は報告データをとるのは大変ではないか。

(事務局)

新たにデータをとってもらう事をお願いするというものではなく、漁協が現在できる範囲でのお願いをする予定である。資料に示した報告イメージに沿った形にはなるが数字は漁協が書ける範囲でお願いする。

(委員)

資料にある資源管理状況等の報告の中で休漁日の設定とあるのはどういうことか。

(事務局)

この説明資料は第5種共同漁業権以外の漁業権も含むものなので、休漁日など本県にはない設定もある。

(委員)

資源管理状況等の報告様式について、県から説明をするときは具体的に書いてもらうということによいか。

(事務局)

漁協の意見を聞きながら、漁協が書ける範囲での報告をお願いする形となる。

(会長)

最後に各委員からご意見、ご質問等ないか。

(各委員)

意見・質問等なし。

5. 閉会